

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○知事指定薬物の指定	(薬 務 課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業 共済に係る加入区の設定)の一部改正	(水産林政総務課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	二
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	二
○道路の区域変更(六件)	(道 路 課)	三
○道路の供用開始(五件)	(同)	四
○公安委員会		四
○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格 者講習の実施について		五
○収用委員会		五
○県道石巻鮎川線給分浜4号事件公示送達		六
○宮城県公報号外第一八号(令和二年三月三十一日付け)中		六
○宮城県公報号外第一九号(令和二年三月三十一日付け)中		六

告 示

○宮城県告示第六百八十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査

事業計画を次のとおり変更した。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

大崎市

二 調査地域

古川清滝字新町田等七単位区域

古川清滝字山崎等二単位区域

古川斎下字寺前等七単位区域

古川清滝字沼田頭等二単位区域

古川斎下字切替等十単位区域

古川深沼字阿弥陀等百十八単位区域(過年度数値情報化)

三 調査期間

変更前 地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年八月三十一日まで

変更後 地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年十月三十日まで

○宮城県告示第六百八十六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

化学名 ニー(二)五ージメトキシー四ーメチルフェニル)ー二ーメトキシエタンアミン及びその塩類(通称名:BOD、β-METHOXY-2CD)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和二年八月二十九日

○宮城県告示第六百八十七号

県営清水川北浦地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年八月二十八日から令和二年九月二十九日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び美里町役場

○宮城県告示第六百八十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年八月二十八日から施行する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表宮城県第162加入区の項中「ニ養殖」を「ニ養殖、清水田」に改め、同表宮城県第165加入区の項中「呼称漁業養殖画並みの養殖地区の項中「清水田の区域」を「(欠番)」に改める。

○宮城県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年八月十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社三協建設 佐々木 司	主たる営業所の所在地 大崎市古川新田字旭八十三番一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十七 第九千七百五十四号
-------------------------------------	------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

令和二年九月二日から同月八日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社三協建設の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上するなどによ

り所得を秘匿した上、平成二十五年五月一日から平成二十七年四月三十日までの二事業年度について、虚偽の法人税確定申告書を提出し、平成二十七年五月一日から平成二十八年四月三十日までの事業年度について、虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税約三千九百万円を免れた。

これにより、令和二年五月二十七日に仙台地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は、懲役一年（執行猶予三年）、同社は罰金一千万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字照越下谷地無番地先から 同市築館字照越下谷地無番地先まで		前	二九・三 三七・八	六六・七
後	二九・三 四五・七			

○宮城県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
牡鹿郡女川町横浦字名不知一〇六番三地从 から 同郡同町横浦字名不知七六番二六地先まで		前	一八・二 九八・一	四八四・六
後	一八・二 九八・一			

○宮城県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町入谷字桜沢二八七番三四地 先から 同郡同町入谷字桜沢二八七番三四地先まで		前	一四・八 一五・二	二二・七
後	一四・八 一八・〇			

○宮城県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢一三五番六五地先から 同郡同町入谷字入大船沢一三五番六五地先まで	前	一五・二 二二・六	一七八・五
後		後	一六・二 二四・八	一七八・五

○宮城県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栗駒金成線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	栗原市金成藤渡戸清水尻三五番地先から 同市金成藤渡戸東沢無番地先まで	前	二二・四 三三・七	三七・一
後		後	二四・二 三四・四	

○宮城県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利府中インター線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	塩竈市字石田二六番一地先から 同市字伊保石五七番地先まで	前	〇・〇 三九・七	五三三・〇
後		後	〇・〇 三九・七	五四九・〇

○宮城県告示第六百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町高白浜字崎山一六番三七地先から 同郡同町高白浜字向山無番地先まで	令和二年 八月二十八日

○宮城県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町入谷字桜沢二八七番三四地先から 同郡同町入谷字桜沢二八七番三四地先まで	令和二年九月一日

○宮城県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢一三五番六五地先から同郡同町入谷字入大船沢一三五番六五地先まで	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市磯草三二番一地先から同市磯草四三番一地先まで	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	利府中インター線	塩竈市字石田二六番一地先から同市字石田二六番一地先まで	令和二年八月二十八日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和二年八月二十八日

宮城県公安委員会

一 実施日時

(一) 講習

令和二年十二月一日（火）及び同月二日（水）の二日間

各日午前九時から午後五時十五分まで

(二) 修了考査

令和二年十二月九日（水）午前九時十分から午前十時十分まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十二番七号 ハーネル仙台

(二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和二年十月一日（木）から同月三十日（金）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日を含む。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二四センチメートルのもの

ウ 駐車監視員資格者講習に関する誓約書 一通

新型コロナウイルス感染症対策の遵守に関するもの

(二) 申込期間

令和二年十月一日(木)から同月三十日(金)の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。(郵送については、令和二年十月三十日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、原則として申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票(駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。)

(二) 筆記用具(講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。)

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の二第三項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料(九千九百円)

が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を二十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る。

七 受講に関する問合せ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 〇二二二二二二二二二二二二二二二二 内線五一四三

収用委員会

〇宮城県収用委員会告示第28号
県道石巻鮎川線給分浜4号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和2年8月28日

1 通知すべき書類 宮城県収用委員会

2 通知を受けるべき者 令和2年8月21日付け宮収第44号 審理の開催についての通知

大原濱北山施業森林組合 不明 ただし、法人登記上の住所 牡鹿郡大原村大原濱字町58番地

正 誤

〇宮城県公報号外第一八号(令和二年三月三十一日付け) 中		〇宮城県公報号外第一九号(令和二年三月三十一日付け) 中	
ページ	段	行	正 誤
五	下	後ろか	特別有給休暇
五	下	後ろか	特別有給休暇
五	下	後ろか	の有給休暇
		後ろか	の有給休暇

ページ
八

段

行

撤回することができる。
正

撤回することができる。
誤